

令和5年度第1回浜松市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

会議の名称	令和5年度第1回浜松市いじめ問題対策連絡協議会
日時	令和5年8月29日(火)午後2時00分～3時30分
場所	浜松市役所 北館101、102会議室
出席委員	安間 清弘委員、内山 圭子委員、河合 洋子委員、河原崎 直樹委員、酒井 里江子委員 杉山 秀之委員、鈴木 健委員、鈴木 勝委員、田近 章敏委員、藤田 裕光委員 (10名出席)
事務局職員	次世代育成課課長 園田俊士、次世代育成課課長補佐 安田玲、次世代育成課主幹 足立敏久、青少年育成センター職員 熊谷宗佑、伊藤晴香、夏目稔三、長谷田悠人、袴田剛
会議資料の名称	令和5年度第1回浜松市いじめ問題対策連絡協議会 会議録
会議の記録	要点記録
録音データの記録	無
会議録の公開	公開
会議録作成者	青少年育成センター 袴田剛

次 第

- 1 開会
- 2 委員自己紹介
- 3 浜松市いじめ問題対策連絡協議会の概要
- 4 令和4年度 いじめの実態について
- 5 議事
 - (1) 各機関の重点的な取組について
 - (2) 浜松市いじめの防止等のための基本的な方針について
- 6 事務連絡
- 7 閉会

主な発言内容

1 開会

<浜松市こども家庭部次世代育成課長補佐 安田 玲>

- 令和5年度第1回浜松市いじめ問題対策連絡協議会を開催する。

2 委員自己紹介

3 浜松市いじめ問題対策連絡協議会の概要

<浜松市こども家庭部次世代育成課長 園田 俊士>

- 『いじめ防止対策推進法』第12条の規定に基づき、浜松市では「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、昨年度改定されたものが、資料3である。
- 浜松市いじめ問題対策連絡協議会要綱の第2条に、当協議会の所掌事項は「いじめ防止等の対策に関すること」「いじめ防止等の対策の調査研究に関すること」「いじめ防止等の啓発活動に関すること」「その他いじめ防止等に係る施策の推進に関し市長が必要と認める事項」の4点について、連携を図るために協議するとしている。

- 「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針第2 浜松市のいじめ防止等のための対策」として、「1 浜松市の役割」「2 いじめ防止等のための対策」「3 学校のいじめ防止等のための対策」「4 地域や家庭の役割」の4点について記載がある。
- 当協議会では、関係機関及び諸団体の連携が図られるよう、情報共有していきたいと考えている。

4 令和4年度いじめ問題の実態について

<浜松市教育委員会指導課長 内山 圭子>

- 令和4年度いじめの実態について報告する。学校が認知した件数は小学校が3,860件、中学校が1,023件で、小・中学校とも増加している。グラフ1—①学年別推移から分かるように、特に小学校低・中学年で大幅に増加している。この表れについて一概には言い切れないが、決してマイナスだけとは捉えていない。理由として、いじめの定義を基に説明する。いじめと言うと、社会通念上のいじめは、一方的や継続的に暴力を振るわれるなどのイメージがある。しかし、法では児童等が心身の苦痛を感じているものがいじめである。例えば授業中に、問題の答えを隣の席の子に教えてあげたことが、教えられた方に心身の苦痛があれば、いじめとして認知される。いじめを受けている子供の主観を重視した定義になっていることを改めて確認し、いじめはどの子にも、どこでも起こり得ると認識することを大切に考えている。現在、小・中学校では、いじめの定義に即して、些細なことでも、子供や保護者からの訴えを丁寧に受け止め、いじめを積極的に認知する努力をしている。その結果、認知件数の増加につながったと考えている。いじめの積極的な認知により、組織的な早期対応が図られ、事態の深刻化、重篤化を防ぐことになると思っている。
- 発見のきっかけは小・中学校ともに、アンケートによる発見が一番多い。学校の対応は小・中学校の校長から紹介があると思うので、教育委員会の主な対応を紹介する。
- 今年度1人1台配布されているタブレット端末を活用したはままついじめアンケートを全校で導入する。いじめ見逃しゼロを目指し、さらに積極的ないじめ認知を研修会等で働きかける。
- 今年度、いじめ対応の手引きを作成し、市内の全教職員に配布した。指導主事による全校訪問で、これを活用した研修を行っている。

(質疑)

<浜松市青少年健全育成会連絡協議会理事 安間 清弘>

- 平成30年から令和4年の実績の数字を見ると、年毎に増えている状況にある。昨年この会議の報告では、今まで地下に潜っていたとあった。いじめと認定していなかったものまで報告をするようになり、件数が増えたという話があった。その結果が、この数字になっているのか。

(回答)

＜浜松市教育委員会指導課長 内山 圭子＞

- いじめの定義に即して、いじめの認知を積極的に行い、この数になっていると思われる。今年、はままついじめアンケートを全校導入する。各校でアンケートもやっているが、発見のきっかけを見ると、子供たちが訴えやすいひとつのツールとして、アンケートがあるとわかった。こちらを活用することで、さらに認知の件数が増えるのではないかと考える。

5 議事(1) 各機関の重点的な取組について

(浜松市 PTA 連絡協議会の取組)

＜浜松市 PTA 連絡協議会幹事 田近 章敏＞

- 市 P 連の主な目的は、各市内の小・中学校の PTA ではできないことを取りまとめ、児童生徒の幸福増進を目的に事業を行っている。
- 青少年問題研修会を今年度は6月24日に開催した。講話の内容として、浜松子どもとメディアリテラシー研究所理事長の長沢弘子先生をお呼びし、「子育てとインターネットを考える スマホ時代の親子」を演題に、講演会を開いた。市 P 連として、市内の小・中学校の PTA の幹事や会長等の役職の方の参加を募り、直接または Zoom を使ったハイブリッド講演を実施した。
- また市 P 連として、10月に診療対話士、診療カウンセラーの石井利幸先生をお呼びし、親子のコミュニケーションの取り方について学ぶ研修会を開き、子供の話上手に聴く方法を学ぶ。また12月には、東京大学の名誉教授であり、教育人間学、保育学、育児学を専門としている塩見稔幸先生から、「親がキレない子育ての進め方」ということで、家庭における親子の接し方を改めて学ぶ機会を設けている。
- 今後の課題として、市 P 連として講演会を開催しているが、その講演の結果を各单位 PTA の役員がどのように親に伝えていくか、市内の親子全てにどうやって伝えるかの検討が必要だと思っている。
- 最近では、さくら連絡網を活用し、市内の小・中学校の先生方、校長先生、教頭先生と協力をして、情報発信をより多く進めて、このいじめに関することも含めて、親と子の家庭での生活の関係性をよりよく務めていこうと思う。

(浜松市立小学校の取組)

＜浜松市立小学校長 鈴木 健＞

- 小学校は、中学校とも重なる部分が多いが、全体的な話をしながら、本校の事例も絡めて報告する。
- 浜松市いじめ防止等のための基本的な方針を基に、各校でいじめ防止基本方針を作成して、それに基づいていじめの対応を行っている。職員に対して、年度当初の会議で必ず自校の基本方針を確認する。基本方針についてはホームページに載せて、市民全体にも周知をする。そこは全学校が徹底をしている。各校、いじめに特化した研修等を通じて、基本的な考え方や未然防止、早期発見、いじめの対応について、共通

理解を図り、その対応のためのスキルを高めている。

- 未然防止は、いじめを起こさせないのが非常に大切などころになる。各校ではいじめについて主体的に、自分事として考えるため、学級活動や児童会活動で、いじめ防止の活動を行っている。毎年6月12日を基準日とした「命について考える日」を中心に実施している学校が多い。本校でも6月に命について考える「あったかハート週間」というキャンペーンを実施し、人を思いやる気持ちの大切さを呼びかけている。教育活動全体を通して道徳教育の充実も並行して進めている。本校では、学校全体の合言葉「南っ子あいあい」があり、「あいさつ」「いじめ0」「あったか言葉」「一生懸命」この4つの言葉を全校集会で、みんなで声を出して読み上げる。特に「いじめ0」と「あったか言葉」が、いじめ防止の雰囲気作りに役立っている。
- 早期発見については、いじめは大人に気づきにくいという認識を、職員全体が共通理解をして、些細な兆候を見逃さないように、積極的な認知を心掛けている。各校の基本方針に基づき、定期的にアンケート調査と個人面談を全員実施している。本校は、学期に1回、定期アンケートを行っているが、それ以外にも何か兆候がある等、必要に応じて臨時のアンケートも実施している。アンケート内容は必ず管理職が目を通して、二重三重のチェックをして見落としがないようにしている。アンケート調査後に個別面談を実施し、特に記述があった子供に対しては必ず内容について確認することを徹底している。
- 未然防止をしていたにも関わらずいじめが起こった場合、校長を中心とした校内いじめ対策委員会で対策を検討し、必要に応じて市教委や関係機関の指導や支援を仰ぎながら組織的に対応する。事実確認をまず迅速に行い、組織的に対応方針を決定して、いじめられた子の保護を徹底することになっている。
- 関係機関との連携では、PTA や学校運営協議会等へ基本方針を説明し、そこで理解を得る。小学校は警察や外部機関との連携が事案的に繋がらないことが多い。部会ごとに月1回の生徒指導委員会で生徒指導主事と警察のスクールサポーターが情報交換を行い連携している。必要に応じて、スクールカウンセラーの活用や医療と連携して子供たちの心のケアに努めている。

(浜松市立中学校の取組)

<浜松市立中学校長 藤田 裕光>

- 中学校も市の基本方針に基づいて、各学校でいじめ防止基本方針を作っている。アンケートの実施、教育相談の充実については大きく変わらない。
- 本校では、生徒会が中心となって、いじめについて考える生徒会企画をやりたいという申し出があった。いじめについて生徒会が劇にして、一週間放送した。今起きているいじめの内容について、継続的、過度に体に傷つける等ではなくても、本人自身が心身共に傷ついてしまうということもいじめであると、子供たちも分かっている。その放送の中で、例えば無視やふざけ半分で物を隠すことによって相手がどんなに傷ついたか、日常に起こりうることを劇にして、自分たちの自浄作用を高めようという動きがあった。これからも継続して行いながら、生徒たちの意識を高めることを続けたい。

- 職員の意識も変えていかなければいけない。まだいじめに対する部分には、認識の甘さがあると思っている。日常的にいじめに対して考えていく場面や、職員会議、研修等の中で、生徒にとって安心安全な学校での居場所作りは、昔も今も変わらない大切なことだと思う。その部分を大事にしていく、日常を継続していける学校にしていく。

(静岡県私学協会の取組)

<浜松市こども家庭部次世代育成課主幹 足立 敏久>

- 静岡県私学協会西部支部長杉本委員が本日欠席されているので、事務局より説明する。
- 浜松市には私立の学校が 10 校あり、それぞれの形で対応している。各学校で「いじめ防止等の基本方針」を作成し、それに従い「対策委員会」、「研修会」、「講習」を開いている。毎月 1 回、二者面談を行い、生徒と担任とで面談をしながら、細かい情報収集を心掛けている学校もある。
- 自校では、年 2 回の学校生活アンケートを実施し、生徒から「いじめを見た」、「いじめをされた」、「そういう話を聞いた」と、細かいところまで確認をしている。そのアンケートを基に「対策委員会」を開き、生徒に聴き取りをするなど早い対応をして、早い段階で指導に入るといように心掛けている。SNS 等ネット上のいじめ等が考えられるので、「スマホの安全教室」を全ての学年の中学生及び中学校 1 年の保護者に対して開いている。また、高校 1 年生に対しても講座を開き、安全教育に努めている。ネットパトロールも行っており、少しでも情報を集め、できるだけ早い対応をするように心掛けている。

(浜松市青少年健全育成会連絡協議会の取組)

<浜松市青少年健全育成会連絡協議会理事 安間 清弘>

- 健全育成会として、「地域の子供は、地域で見守り育てる」を合言葉に、「ひとりひとりにいい声掛けデー」に毎年取り組んでいる。活動を通じて、不審者が地域に入り込めない雰囲気やいじめを見逃さない地域づくりを目指している。令和 4 年度は浜松市全体で約 5,021 人の地域の大人が声掛け運動に参加した。例年以上に地域の各種団体の協力が得られ、子供たちの元気の良い挨拶や良い表情が見受けられた。子供たちと地域住民の心の交流の機会と思う。今年度はコロナも 5 類に移行し、例年以上に各団体の協力が得られると考えている。「見守る」気持ちを込めて継続して声掛け活動を行うことで、子供たちと地域の大人が顔見知りとなり、さらに信頼関係を築くことができるのではないかと考える。
- 11 月は内閣府が定める「子供・若者育成支援強調月間」である。浜松市青少年健全育成会連絡協議会は、毎年 11 月に浜松市内の小中学生の全家庭に「スマイルはままつ」という啓発ちらしを配布している。令和 4 年度は 57,000 部配布した。内容は、青少年の問題行動やインターネット利用に関する現状及び家庭や地域の役割について保護者に知らせ、家庭での話し合いや見届けの必要性を啓発し、ネットいじめに関しても内容として取り上げた。
- 今後も、「地域の子供は、地域で見守り育てる」を合言葉に、見守られる安心感を子供たちが得られ、いじめの未然防止につなげていけるよう活動を継続していきたいと考えている。

(浜松市民生委員児童委員協議会の取組)

<浜松市民生委員児童委員協議会副会長 酒井 里江子>

- 毎年、小・中学校で民生委員との連絡会が開催され、気になる生徒についての情報を共有して地域全体で見守り活動をしている。特に心配な生徒へは、ソーシャルワーカーと情報交換しながら、個別に対応している。授業参観や行事などに参加する中で、地域の大人としての顔を覚えてもらうことが大切だと思っている。コロナで少し会えない時があったが、令和元年から開始している子供見守りボランティア事業に登録して、登下校以外でも日常的に挨拶をする、顔見知りになる、そのような取組を会長定例会で賛同を得て、中区全体に広げることができた。自分が子供達と面識を持つことで、子供から SOS を出しやすい存在になる。安心して相談できる人になることで、元気がないなどの日常の変化を見つけることができるかもしれないと期待している。
- いじめが発覚したときに、学校では友達の悪口を言っていた子が、ある時、その友達の良いところに気づくことがある。意地悪をしたり、暴力を振るったりした子が友達に笑顔を向けながら優しい言葉をかけられるようになることもある。子供を大切に思う教育者の気持ち、嘘はつかない、約束を守ることを言葉に出して真っすぐに子供達に伝えて欲しい。その思いが子供たちの心に届いたとき、お互いに大切にしよう集団を作ろうとするようになると思う。
- コミュニティスクールが始まってからは、地域が学校を応援していくようになり、校長先生のビジョンを共有するために、委員の意見を行動につなげることができるようになった。7月の中学校のコミュニティスクールでは、校則、制服、髪型などの協議があった。一人ひとりの生徒への気配りや対応が変化する中で、丁寧に話し合っ理解していくことは、豊かな未来を築くことになると思う。1人の子供の成長には何十人も大人の関わりが必要である。小学校、中学校、高校で発達段階が異なるが、関わることを意識して積極的に活動をしていきたい。

(警察の取組)

<浜松市警察部庶務課長兼警務部主任監察官 河原崎 直樹>

- 警察においては、通年で相談業務を受け付けている。警察は、被害側、加害側という切り分けをすると、加害側に対する対処という形の行動になる。窓口は天竜警察署を除く5署に、警察のOBをスクールサポーターとして配置をしている。まず一時的にこちらが相談窓口となる。なお、浜松中央警察署に少年サポートセンターがあり、たまり場の少年たちの事後のケアまで請け負うという形の広い業務を行っている。
- 県警本部の組織改編によって、本年4月から少年課という専門の部署は無くなり、他の部署と統合され人身安全少年課として広く、未就学児に対する虐待、家庭内の問題もひとつの所属で対処するようになった。今後も、スクールサポーター、少年サポートセンターを窓口に、相談をしていただければと思う。

(法務局の取組)

<静岡地方法務局浜松支局総務課長 杉山 秀之>

- 法務局では、いじめや家庭内における虐待などに悩む子供たちの声を聞くために、メールによる相談、こどもの人権 SOS-e メールや、フリーダイヤルによる電話相談、こどもの人権 110 番を開設している。悩みの解消と、人権問題の調査、救済をこちらで行っている。今月 23 日から本日 29 日まで、「全国一斉こどもの人権相談強化週間」を実施している。こどもの人権 110 番は、通常よりも相談時間を延長して午前 8 時半から午後 7 時まで。土日も午前 10 時から午後 5 時まで受け付けを行った。LINE による人権相談についても、こどもの人権相談強化週間では時間の延長を行った。この活動については、今月 24 日の静岡新聞に掲載していただいて啓発をした。また、こどもの人権 SOS ミニレターという取組を行っている。SOS ミニレターは、全国の小・中学校の全児童生徒に配布している。電話では相談しにくい、勇気がいるといった子供達の声や子供達の気持ちに配慮して行っている手紙による人権相談である。
- 身近な人にも相談ができない子供達の悩み事を、的確に把握して子供たちに寄り添い、一緒に解決方法を模索するなど子供たちの人権問題の解決にあたっている。今年度、浜松支局管内において、現在まで 57 通のミニレターを受けた。その内、いじめに関するミニレターは 10 通あった。ミニレターの中に、この内容を誰が知っているかのチェック欄がある。両親、友達、学校の先生等のチェック欄があり、「誰も知らない」というチェック欄もあり、やはりそこが多い。だから、この人権 SOS ミニレターは、なかなか声に出して言えない、心の相談ツールになっていると思う。

(浜松市人権擁護委員連絡協議会の取組)

<浜松市人権擁護委員連絡協議会長 河合 洋子>

- こどもの人権 110 番強化週間は、各学校に人権擁護委員がポスターを持って行き、こどもの人権 110 番について周知をしている。今年度は 8 月 23 日から 29 日までということで、夏休みにかかっているが、子供の目に触れると良いと思っている。
- 人権教室については、依頼されて実施する場合や、人権擁護委員からどうですかと言って実施する場合もある。小学校については、昨年は 22 校 1,350 人の子供たちが受けた。中学校は、4 校 189 人の子供たちが、私達が実施する人権教育について話を聞いた。授業として取り組んでいるので、人権擁護委員として「是非これだけは」と思うものを話している。内容は、いじめ、思いやり、命の大切さ、障害のある人への理解等を、皆さんに議論していただいている。
- 人権書道、ポスター、作文のコンテストは、今年度はこれから始まる。書道コンテストは 3、4 年生に募っている。これについても、124 校 6,200 作品余りの応募があった。ポスターコンテストは、5、6 年生で応募総数は 90 校余り 708 作品が出された。中学校には、人権作文をお願いし、66 校 4,800 作品が集まった。作文には、いじめに関するものもあった。審査を行い、最終的に賞を授与している。

- 人権カレンダーとポスターの掲示は、優秀作品をカレンダーやポスターにして、学校に配布している。人権も含め、いじめやその他についても啓発ができれば良いと思う。
- また、教職員への研修会も開催している。各学校の状況を把握、共有し、人権擁護委員と担当教員が同じ土俵に立つことで、いじめ等を未然に防ぐための研修会が出来ているのではないかと考えている。また、SOS ミニレターは法務局で受け付けたものを、人権擁護委員で返事を書かせていただいている。いじめが人権の大きな中身になっていることは事実だと思っている。

(児童相談所の取組)

<浜松市こども家庭部児童相談所長 鈴木 勝>

- 児童相談所においては、18歳未満の児童やその保護者からあらゆる相談を受けている。令和4年度の相談対応件数は、総件数が2,777件であった。その中で、いじめを主訴とする相談は、令和3年度に引き続き無かった。児童相談所については、中学校区単位で総勢29名のケースワーカーを配置しており、家庭や学校、関係機関、地域と連携し、効果的な援助活動が出来るような体制を整えている。
- また、総勢15名配置している臨床心理士資格を持った児童心理司が児童の気持ちに寄り添った面接等を行い、必要に応じて心理検査を行うなど児童への必要な支援が出来る体制を整えている。今年度、児童相談所においては、いじめを主とする相談は今の所無いが、その他の相談の中でいじめに関する内容を受け取ることが数件あった。その際には、保護者や児童の意向に寄り添い、児童の心理的なケアを意識して面接を行うとともに、状況に応じて児童のより良い環境の確保のため、所属先の学校や教育委員会につなげ、スクールカウンセラーや学校との連携を図るとともに、児童の心理状態によっては医療機関と連携を図るといった対応をしている。
- 本年2月1日から、電話や来所による相談だけでなく、児童に対する不安や親子関係の悩みなど児童に係わる保護者の方や児童からも相談を幅広く対応するために、LINEを活用したSNSによる相談の受け付けを開始した。いじめに関する相談については、いじめの加害、被害問わず、保護者の方や児童のニーズに応じた支援を行うなど適切に対応していくとともに、相談受付体制の拡充に取り組んでいく。

(行政の取組)

<浜松市こども家庭部次世代育成課主幹 足立 敏久>

- 行政の取組のうち、こども家庭部次世代育成課が実施している取組から説明する。
- 浜松市いじめ防止等のための基本的な方針については協議会の概要で説明したが、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、平成26年に基本的な方針を策定し、令和4年に改定した。
- いじめ問題対策連絡協議会は関係機関から参集いただき、情報共有、情報交換を行っている。
- ネットいじめ防止の情報モラル講座は、未就学児の保護者から教職員を対象に実施している。令和4年度は82件実施した。今年度は8月までに72件の講座を実施した。通信機器利用の低年齢化だけでなく、各小・中学校にタブレットが配布され、チャット機能を使ったいじめやトラブルなどが全国でも話題とな

ったことで、保護者を含む講座依頼が増加している。情報モラル講座は、早期発見、早期対応にも寄与するものと捉えている。

- 補導声掛け活動は、浜松駅周辺と市内 48 中学校区での巡回や声かけを通して、非行の未然防止や早期発見早期対応、青少年の健全育成を目的としている。
- いじめ調査委員は、専門知識を有する第三者がいじめ重大事態に繋がる恐れのある事案を調査することにより、被害者やその保護者等の信頼を確保するとともに、事態を客観的に把握し、問題の複雑化、長期化を防ぐことを目的としている。

(教育委員会の取組)

<浜松市教育委員会指導課長 内山 圭子>

- 教育委員会は、資料で言うと、指導課と教育支援課が教育委員会の範疇となる。
- 遵法教室は小学校高学年を中心に行っている。毎年手上げ制になっているが、約 50 校の申し込みがある。
- 全国いじめ問題子供サミットは、代表がいじめの取り組みについて発表をしたり、聞いたりという機会がある。
- 学校ネットパトロールは、SNS の普及により子供たちのトラブルの中にもいじめに関することもあるため行っている。
- 生徒指導アドバイザーは本年 2 名おり、各学校を巡回している。いじめのことも含んでいる。
- 教職員のいじめに対する意識、未然防止、早期発見、丁寧な対応については、本当にまだまだ足りないところがあると思う。いじめ対応の手引きも配るだけでなく、全校訪問による指導、いじめ対策コーディネーター研修や生徒指導研修等も行っている。

(質疑)

<浜松市青少年健全育成会連絡協議会理事 安間 清弘>

- 小学校と中学校のいじめの状況で、件数などの報告があったが、高校生のいじめの件数を把握しているか。

(回答)

<浜松市こども家庭部次世代育成課主幹 足立 敏久>

- 事務局としては把握していない。

(質疑)

<浜松市青少年健全育成会連絡協議会理事 安間 清弘>

- 高校生の場合、ほとんどの生徒がスマートフォンを持って学校へ行っていると思う。いじめの対応なども非常に難しくなる状況もあると思う。高校生になると大きな事件に繋がるいじめが発生する可能性が十分あるのではないかと。これは予測ではある。

- 浜松市という形では高校生のいじめの件数などを把握するのは非常に難しいのかもしれないが、件数は別として何か対応は取れないのか。各高校でいじめ対策をやっているのか。

(回答)

＜浜松市子ども家庭部次世代育成課主幹 足立 敏久＞

- いじめ防止対策推進法は高校までを対象にしているものであり、私立高校も含めて各学校で基本方針を策定し、それに基づきいじめの防止に努めるとなっている。各校アンケート調査等を行い、防止に努めていると思う。基本的にはいじめ対応は、いじめ防止対策推進法を基に、国の基本方針があり、それを基に各学校、法人で基本方針を作り、いじめ防止に努めることになっている。

5 議事（2）浜松市いじめの防止等のための基本的な方針について

＜浜松市人権擁護委員連絡協議会長 河合 洋子＞

- 資料3、6ページ「1（2）浜松市いじめ問題対策連絡協議会の設置②」に、連絡協議会での関係機関及び諸団体との連携が学校や地域におけるいじめの防止等に活用されるように、市いじめ防止基本方針の点検と見直しなどに取り組むとある。
- 資料3、3ページ、「3いじめの防止等に関する基本的考え方（1）いじめの未然防止」に①から④まで、関係者が一体となった継続的な取組が必要とある。これは、学校が主体となり取り組むとあるが、関係者が一体となった継続的な取組は必要である。また、4ページ「（4）地域や家庭との連携」と、5ページ「（5）関係機関との連携」には、地域、家庭、関係各機関の協力体制や連携、情報共有の体制などについて記されている。
- 人権擁護委員として、SOS ミニレターを法務局と共同で行っている。人権擁護委員が法務局から受けて書いたものを、最終的に法務局で取り上げているのは、人権擁護委員と法務局との連携の大きな支えと思う。要望があれば、他機関との取組にも、ぜひ協力できたらと思っている。杉山委員、何か補足やミニレターについてあるか。

＜静岡地方法務局浜松支局総務課長 杉山 秀之＞

- こどもの人権110番の相談は法務局職員だけでなく、人権擁護委員も対応している。法務局は法務大臣から委嘱された人権擁護委員と共同して活動を行うのが主な活動である。SOS ミニレターについては、「この悩み事を誰が知っていますか」というチェック欄がある。基本的にSOS ミニレターの内容は、みんなには内緒にするということで書いてもらう。いじめ、虐待、自殺を仄めかすような相談は、全て学校に情報提供している。学校の先生が知っている、または知らないと書いてある、ないに関わらず、いじめ、虐待、自殺を仄めかすものは学校に情報提供し、どういう状態なのかを確認し、見守りの体制をとっていく協力を願う。ただミニレターには、相談内容の秘密は守ると書いてあるので、生徒に情報提供があったと知らせないという配慮を学校にお願いしている。

<浜松市人権擁護委員連絡協議会長 河合 洋子>

- いじめへの対応という視点で、河原崎委員、他機関と連携している取組はあるか。

<浜松市警察部庶務課長兼警務部主任監察官 河原崎 直樹>

- 他機関と連携というと、警察に対する相談のあり方になる。私達の職務上、被害側のケアよりも加害側を、最悪の場合には、現場から引き離し、分離という形をとる。青少年の健全育成というところを主眼に置き、加害側が少年であれば、少年法に基づいた活動となる。
- 相談先の窓口として、校区という切り分けはできないが、全ての地域を網羅する交番、駐在所が存在している。現状交番、駐在所は、統廃合が行われていて、近所の駐在所、交番が無くなったところもあるかと思うが、必ず全ての地域を網羅できるよう、駐在所と交番が存在している。行政区の再編で警察署の管轄も変更される予定であるが、交番、駐在所については現状ある受け持ちのまま、継続する形となる。警察署に相談するのは敷居が高いのであれば、近くにある交番、駐在所に声を掛けていただければと思う。実際、頻繁に学校と連絡をとっているところは、学校の前で交番等の勤務員が登下校の時間帯に立って、子供に声を掛けるという活動をしているところもある。都市部は不在がちとなるところもあるが、最寄りの交番、駐在所に相談いただければ、そこを入口にして、専門の者が対応するという形を取ることができる。
- 制服警察官を敬遠しがちだと思うが、もてる権限や行っている業務は根本的には変わらない。小規模署にも専門の職員も必ずいるので、警察署にも相談に行っていただければと思う。
- 子供が、交番、駐在所に遊びに行くことは構わない。街頭に立っている制服警察官全てが、子供たちに必ず関心を持っている。危ない行動をとるのではないかと、心配の目を持っている。気軽に声を掛け成長する中で、社会における警察との接し方の入口になろうかと思う。自分の周りには守ってくれる人がいるという意識を持てる。先生だけではなく、地域の方、特に子供には警察官に声をかけて欲しいと思う。

<浜松市人権擁護委員連絡協議会長 河合 洋子>

- いじめ対応等に関し、他機関への要望があればお願いします。学校関係はどうか。先程鈴木委員から取組で連携の話があったが、何かあるか。

<浜松市立小学校長 鈴木 健>

- 自分が勤めている学校の例でしかないが、今ここにはいないが、学童保育で特に小学校低学年の児童が放課後過ごすことが非常に多い。保護者が勤めに出ていて、なかなか子供たちを見られない、子供たちだけで遊ぶ、そこは学童の職員も見ているが、そこでの人間関係は心配になる。そういうところとの連携もさらに深めていけると、もっとセーフティーネットが張れると思う。委員にはいないが、教育委員会教育総務課が中心となってやっていると思うので、積極的な連携ができたらと思う。
- 中学校は部活動があり、比較的學校で過ごす時間が長い、小学生は家に帰ってからの時間が非常に長い。今、PTA活動が過渡期になっているが、保護者と連携をとるための何か方法がないかなと考えている。

<浜松市PTA連絡協議会幹事 田近 章敏>

- 鈴木委員からもあったが、時代の移り変わりでPTA活動に否定的な考えの方が増えているのが現状である。加入、非加入も含めて、PTAが何のためにあるのか、改めて発信しないといけない。あくまでも、親のためではなく子供のためのPTA活動であるということの情報発信を、市P連でも悩んでいるところである。
- 市P連は市の全体の協議会であり、あくまでもPTA活動は各小・中学校単位PTAがメインである。私達はそれを取りまとめてより良いことができたところである。私は昨年PTA会長で、あくまでもその学校の先生方とどれだけ協力できるかと考えていた。協力できる学校もあれば、PTAとはあまり仲良くない地域があるというのが現状である。PTAとしてのあり方を改めて発信し、親のためではないPTAの加入が重要となる。昨今は共働き家庭も多く、お互いの仕事の中で、子供の面倒を誰が見るのかというところで、PTAが排除されかねないところがある。
- 見守り活動も同じで、朝の旗振り活動等も忙しいからできないという小学校も実際出ている。そこで市のボランティアの方等、今一度PTA活動も含めて子供のために協力できればと考える。

<浜松市教育委員会指導課長 内山 圭子>

- 今回、方針にも書かれているように、浜松市いじめ問題対策連絡協議会の中で連携ということがひとつの大きなテーマになっている。資料2を見ると各機関で多くの取組をしていることが見えた。大事なことは連携が今一番やらなくてはいけないことだと感じた。
- この表を連携という意味で「見える化」することで、お互いに対話が生まれ、情報交換できる、共有できるのではないかな。さらに本格的な取組に協議会自体もなるように、連携を表以上のものにできたらよいと感じる。

<浜松市人権擁護委員連絡協議会長 河合 洋子>

- 今、内山委員から、連携を「見える化」したらどうかとあったが、これについて何か意見はあるか。

<浜松市こども家庭部次世代育成課長 園田 俊士>

- 内山委員からいただいた意見について、どことどの機関がどういう連携を取っているか「見える化」できたらと思う。

<浜松市人権擁護委員連絡協議会長 河合 洋子>

- 第2回の協議会では、今年度の各機関の取組の報告とともに、連携を「見える化」したいと思う。
- 今後も当協議会において、「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」の見直しや点検を行い、改定の際の参考意見として報告をしたいと思う。

6 連絡

7 閉会

＜浜松市こども家庭部次世代育成課長補佐 安田 玲＞

- 以上で、令和5年度第1回浜松市いじめ問題対策連絡協議会を閉会する。